

コンテンツ小委員会について

2021年4月26日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

コンテンツ小委員会について

● 主な検討事項

- (1) デジタル時代のコンテンツ戦略
- (2) 模倣品・海賊版対策の強化
- (3) デジタルアーカイブ社会の実現
- (4) ロケ撮影環境改善等を通じた映像製作支援

● メンバー

| 委員名 | 所属 |
|---------------|---|
| 上野 達弘 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| 内山 隆 | 青山学院大学総合文化政策学部教授 |
| 大崎 洋 | 吉本興業ホールディングス(株)代表取締役会長 |
| 太田勇 | (株)テレビ東京コンテンツ事業局ドラマプロデュース部 主事 |
| 川上量生 | (株)ドワンゴ顧問 |
| 瀬尾太一 | (一社) 日本写真著作権協会常務理事 (公社) 日本複製権センター代表理事 |
| 中村 伊知哉 (小委員長) | iU (情報経営イノベーション専門職大学) 学長 |
| 林 いづみ | 弁護士、桜坂法律事務所パートナー |
| 堀義貴 | (株)ホリプロ代表取締役社長 (一社) 日本音楽事業者協会 会長 |
| ローレン・ローズ・コーカー | ZAICO(株) 取締役COO |
| 山崎敏 | (一社) 外国映画輸入配給協会常務理事 (一社) 日本映像ソフト協会理事 東宝東和(株)代表取締役社長 |
| 渡邊恵理子 | 電気通信大学 大学院情報理工学研究科 准教授 |
| 渡部俊也 | 東京大学未来ビジョン研究センター教授 |

● 開催実績

- 第1回 (令和2年8月7日 (水) 開催)
 - コンテンツ小委員会の今後の検討体制と主な検討課題について
- 第2回 (令和3年4月6日 (火) 開催)
 - 模倣品の越境取引に関する規制の必要性について
 - 「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」について
 - 「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」の中間とりまとめについて
- 第3回 (令和3年4月19日 (月) 開催)
 - 知的財産推進計画2021に向けた検討
 - コンテンツ分野の将来展望について

（１）デジタル時代のコンテンツ戦略

【現状と課題】（主な論点案）

インターネットを前提にしたビジネスモデルが主流になる中、コンテンツ単体としての価値に加えて、コミュニケーションを介在したり、データの発生源となったりする中間財的な意義を持つようになるなど、コンテンツの持つ価値や意義が変化。このような環境変化の恩恵を最大限に活かすためには、コンテンツが持続的に創造され、適正な対価が還元されつつ、利活用されるエコシステムの構築が必須。

【主な施策の方向性】（主な項目案）

- 大量、多種多様なコンテンツに関する一元的かつ円滑な権利処理の促進
- 海外展開における権利処理に関する検討
- 権利処理の円滑化に資する技術やデータベースの活用
- プラットフォームにおける著作物の利用状況等に関する実態調査
- デジタル化により生じた著作権法の規定上の形式面と実質面のずれの見直し
- 当事者間協議やソフトローの活用、紛争解決
- クリエーターやマネジメント人材の育成や能力向上
- コンテンツ制作現場の環境改善・生産性向上に資する各種取組の推進

コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築（取り上げる事項のポイント）②

（２）コンテンツ・クリエイション・エコシステムを支える取組

① 模倣品・海賊版対策の強化

【現状と課題】（主な論点案）

コロナ禍による巣ごもり需要の高まりと相まり、海賊版サイトへのアクセスが増加。海賊版に対し適切な対策を行うことは、正規版の消費を促し、コンテンツ産業従事者が正当な対価を得ることを可能とするなど、健全なクリエイション・エコシステムの構築のための重要な要素。関係者が幅広く連携しながら、実効性のある取組を進めることが必要。

【主な施策の方向性】（主な項目案）

- 本年4月に改訂した「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」の着実な実施
- 個人使用目的を偽装した模倣品・海賊版の輸入対策の実施
- 模倣品・海賊版を容認しないという規範意識の醸成に向けた各種啓発活動の推進

コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築（取り上げる事項のポイント）③

（２）コンテンツ・クリエイション・エコシステムを支える取組

② デジタルアーカイブ社会の実現

【現状と課題】（主な論点案）

デジタルアーカイブは、社会が持つ知、文化的・歴史的資源を効率的に共有し、未来に伝え、現在のみならず将来の知的活動を支える基盤的役割を持っている。今般の新型コロナの影響により、様々なデジタルアーカイブ資源の潜在需要が顕在化した一方、教育や公的サービスの最前線では十分にデジタル技術を活用できていないなど、課題も浮き彫りとなった。これらの課題への対応や、オープンなデジタルコンテンツが日常的に活用され、様々な分野の創作活動を支える基盤となるデジタルアーカイブ社会の実現に向けた取組を進めることが重要。

【主な施策の方向性】（主な項目案）

- デジタルコンテンツのメタ情報提供基盤（ジャパンサーチ）とアーカイブ機関の連携拡大、ナビゲーション機能の充実
- 各分野におけるデジタルコンテンツの拡充及び利活用の促進

（２）コンテンツ・クリエイション・エコシステムを支える取組

③ ロケ撮影環境の改善等を通じた映像製作支援

【現状と課題】（主な論点案）

大型映像作品のロケ撮影は、受け入れ国や地域の魅力が世界に発信されるとともに、地域経済の活性化、映像産業の振興、観光客の増加を含めた様々な効果が見込まれる。このため諸外国では様々な支援体制を整備し、誘致のための国際的な競争が激化。新型コロナの影響により、制約がある状況下であるものの、引き続き、撮影環境の改善等を進めることが重要。

【主な施策の方向性】（主な項目案）

- 「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」の周知
- ロケ地情報の集約、各地のフィルム・コミッションの紹介等を通じた国内外への情報発信強化
- 外国映像作品の誘致に関する効果検証の継続的な実施及び持続的なロケ誘致策の検討

知的財産推進計画2020（令和2年5月27日）より

デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点にも十分に留意しつつ検討を行い、2020年内に、知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。

【これまでの検討経過】

- 令和2年9月から令和3年3月にかけて、9回の会議を開催。
- 以下の関係者にヒアリングを実施するとともに、委員による議論等を行った。
- 3月11日に中間とりまとめを公表。

●ヒアリングを行った関係者

- エイベックス・テクノロジーズ株式会社
- グーグル合同会社
- JASRAC、Nextone（音楽著作権管理団体）
- ソニーミュージックエンターテイメント
- ドワンゴ
- Audible Magic（フィンガープリント技術提供事業者）
- クリプトンフューチャーメディア株式会社
- 日本レコード協会
- フジテレビ
- 骨董通り事務所 福井健策弁護士

他

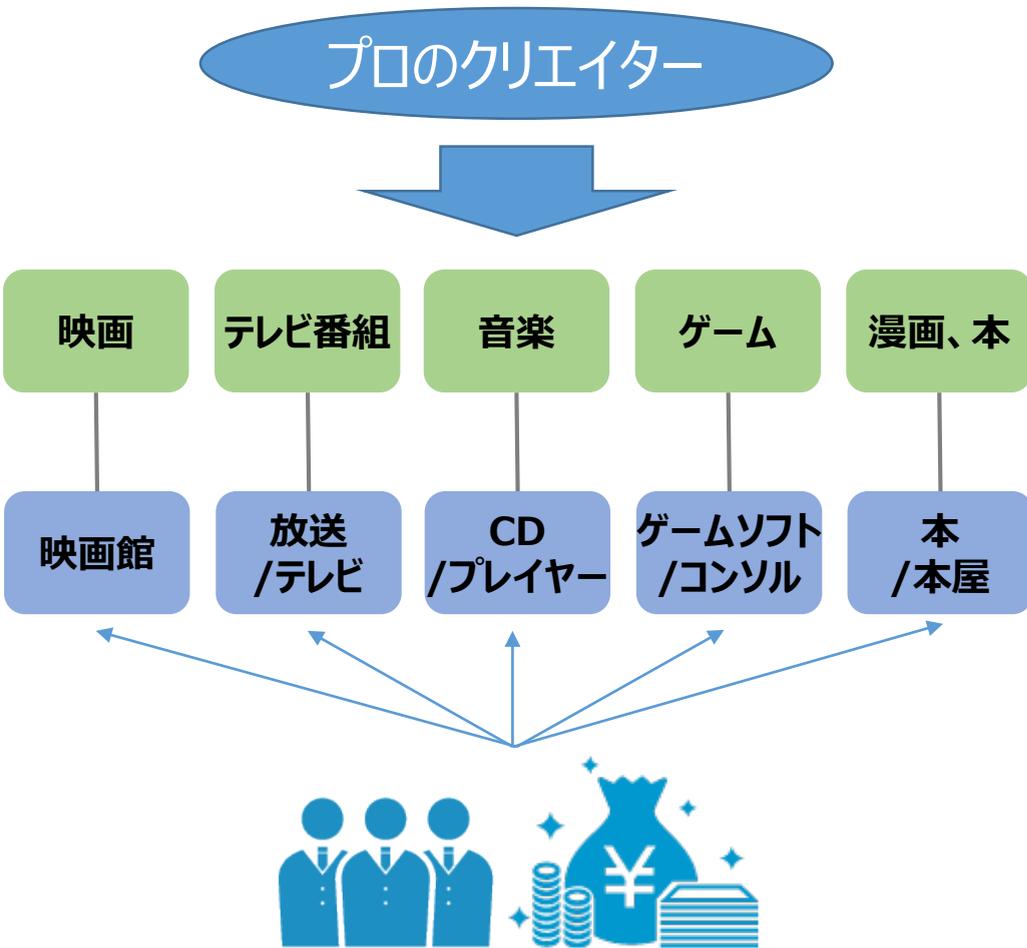
●検討委員（所属）

- 上野 達弘（早稲田大学大学院法務研究科教授）
- 内山 隆（青山学院大学総合文化政策学部教授）
- 田村 善之【副座長】（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 中村 伊知哉【座長】（iU（情報経営イノベーション専門職大学）学長）
- 林 いづみ（弁護士、桜坂法律事務所パートナー）
- 前田 哲男（弁護士、染井・前田・中川法律事務所）
- 水野 祐（弁護士、シティライツ法律事務所）
- 柳川 範之（東京大学大学院経済学研究科教授）

(参考) デジタル化による流通市場変化のイメージ

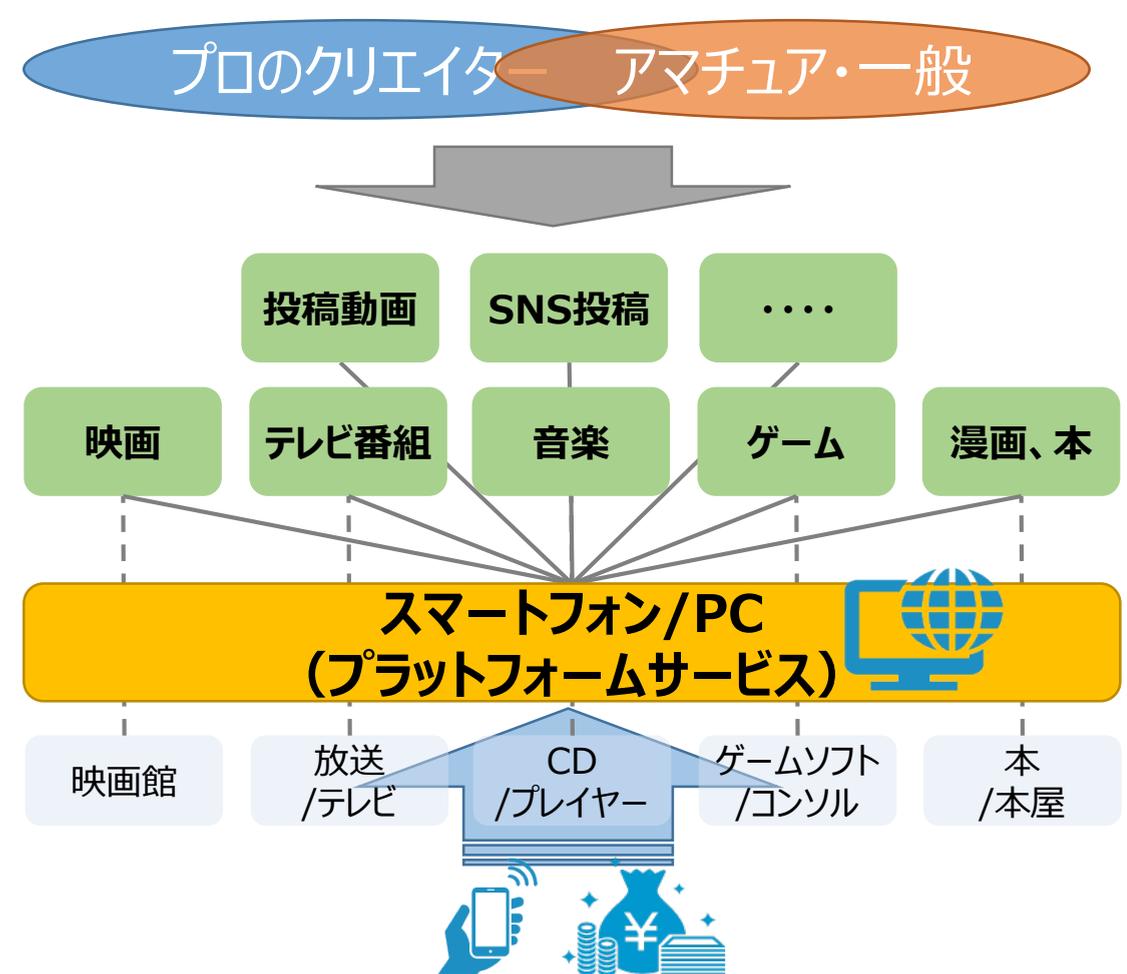
従来のコンテンツ流通

- 既存のプロ同士の互いの顔が見える世界
- 個別コンテンツ分野毎の固有の流通経路



デジタル時代のコンテンツ流通

- デジタル化による配信限界費用の低減、消費の地理・時間的制約からの解放 → 流通量の拡大
- プロに加えてアマチュア・一般人を含む新たな制作の担い手が入り
- デジタル配信で流通経路は多様化、互いの顔のわからない世界へ



権利者・利用者双方にとって流通量・利益をさらに拡大できる機会
取引関係や市場参加者が多様化。権利処理等の取引コストの低減が必須に
ゼロサムからプラスサムへ

コンテンツをめぐるエコシステムの変化のポイント

- デジタル化により配信ルートが多様化、制作事業者は多様な配信ルートの選択肢拡大
- デジタル技術の発展により、コンテンツの分野横断の融合活用が容易化・拡大
- デジタル技術により制作・配信コストは低減し、流通コンテンツ量は爆発的増大
- 配信プラットフォームの影響力が増大、既存産業のデジタル・シフトとコンテンツ資産強化が必須に
- 制作はプロ独占からアマチュア・消費者にまで拡大
- コンテンツは娯楽消費に加えてコミュニケーションに消費用途が拡大
- データ発生源としての意義も加わり、デジタル・エコノミーの中間財として重要化

デジタル技術革新を最大限活用して、権利者・利用者・国民経済上の相互利益をさらに拡大するチャンス
権利者の利益保護と両立した権利処理等の取引コストの低減が鍵に

対応すべき課題：デジタル時代に対応した利用円滑化と権利者の利益保護の両立

- ① 大量、多種多様な著作物等を円滑かつ迅速に利用するための一元的権利処理促進
- ② UGC等の多元化された制作環境の適正な発展を支えるための権利者意思情報共有・権利処理関連サービスの形成、プラットフォームとの連携
- ③ 利用円滑化の基盤となる権利情報データベースの整備
- ④ コンテンツ制作における取引の適正化および就業環境の改善
- ⑤ デジタルとリアルの形式面と実質面とのずれが生じている著作権法上の規定の見直し
- ⑥ 当事者間協議やソフトローの活用

(参考) インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー (令和3年4月更新)

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を段階的に実施する。

第1段階

できることを着実に実施

著作権教育・意識啓発

- ・官民で連携しながら、より効果的な著作権教育・意識啓発を実施する【総務省・文部科学省・経済産業省】

正規版の流通促進

- ・海外市場の獲得を視野に入れながら、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版を流通させるため、民間主導の協力関係の構築を図る【経済産業省】

海賊版サイト対策の中心となる組織の設置

- ・個々の海賊版サイトの特徴に応じた最適な対策を効果的に実施するため、専門的な知見を結集して海賊版対策を推進するための民間主導の協力関係の構築を図る【総務省・文部科学省・経済産業省】

国際連携・国際執行の強化

- ・国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助の進展を図る【警察庁・法務省・外務省・経済産業省】
- ・諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う【内閣府・外務省・総務省・文部科学省・経済産業省】
- ・海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する【経済産業省】

検索サイト対策

- ・海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制に関し、著作権者等と検索事業者との協議を推進する【文部科学省】

海賊版サイトへの広告出稿の抑制

- ・海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図る【経済産業省】

フィルタリング

- ・青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る【総務省】
- ・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る【経済産業省】

リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化

- ・リーチサイト対策(2020年10月1日施行)について、さらなる周知徹底を図るとともに、悪質なサイトへの取締りを進める【文部科学省・警察庁】
- ・侵害コンテンツのダウンロード違法化(2021年1月1日施行)について、国民への普及啓発や教育の充実を図るとともに、改正法附則に基づき施行後1年を目途として効果検証を行う【文部科学省・総務省】

第2段階

導入・法整備に向けて準備

アクセス警告方式

- ・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等を促進するとともに、その効果検証やその他必要な取組について継続的に検討する【総務省】

発信者の特定強化

- ・発信者情報開示制度に係る法制度整備を進める【総務省】

第3段階

他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討

ブロッキング

- ・ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討【内閣府及び関係省庁】

(参考) 主な更新のポイント

2019年10月に公表した「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」について、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む改正著作権法の成立・施行など、各取組の進捗を踏まえ、必要な更新を行い、実効性のある取組を強化する。今回の更新の主なポイントは以下のとおり。

国際連携・国際執行の強化

国際連携・国際執行として、以下の取組を追加する。

- 二国間協議や各種国際会議等の場（ICANN等を含む。）を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を実施。
- 海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査を実施。

リーチサイト対策・侵害コンテンツのダウンロード違法化

リーチサイト対策及び侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む改正著作権法が成立・施行されたことに伴い、それぞれ以下の取組を行う。

- リーチサイト対策として、さらなる周知徹底を図るとともに、悪質なサイトへの取締りを進める。
- 侵害コンテンツのダウンロード違法化について、国民への普及啓発や教育の充実を図るとともに、改正法附則に基づき施行後1年を目途として効果検証を行う。

アクセス警告方式

セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等を促進するとともに、その効果検証やその他必要な取組について継続的に検討する。

発信者の特定の強化

発信者情報開示制度に係る法制度整備を進める。